



Vol.113

平成27年4月

美しい郷土をつくるために



一般社団法人 富山県産業廃棄物協会

# 平成26年度リスク評価結果等に基づく 労働者の健康障害防止対策の徹底について

(公社) 全国産業廃棄物連合会から、周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

別添1～3は省略。なお、全文は当協会ホームページから閲覧できます。

基安発0212 第2号  
平成27年2月12日

公益社団法人全国産業廃棄物連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長  
(公印省略)

## 平成26年度リスク評価結果等に基づく労働者の健康障害防止対策の徹底について

労働安全衛生行政の推進につきましては、日頃から格別の御支援、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、「化学物質のリスク評価検討会」（以下「リスク評価検討会」という。）において、平成26年度リスク評価対象物質である、ナフタレン、リフラクトリーセラミックファイバー、エチレンクロロヒドリン、グルタルアルデヒド、タリウム及びその水溶性化合物、メタクリロニトリル、オルトフェニレンジアミン、アルファーメチルスチレン、2-エチルヘキサン酸、クロロメタン並びに弗化ナトリウムの11物質についてリスク評価（初期リスク評価又は詳細リスク評価）を行い、その報告書が取りまとめられました。また、当該報告書においてリスクが高いとされたナフタレン及びリフラクトリーセラミックファイバーについては、「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会」（以下「健康障害防止措置検討会」という。）において、具体的な健康障害防止措置の検討を行い、その報告書が取りまとめられました。

これらの報告書を踏まえ、物質のリスクの程度に応じ下記のとおり労働者の健康障害防止対策について取りまとめましたので、貴団体の傘下事業場に対し、周知くださいますようお願い申し上げます。

なお、上記の検討会報告書の概要及び今後の対応を別添1～3として添付しますが、報告書全文（本文及び別冊）は厚生労働省のホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000052049.html>（リスク評価検討会（第1回））、<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000073710.html>（リスク評価検討会（第2回））、<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000073383.html>（健康障害防止措置検討会）に掲載していますのでお知らせいたします。

### 記

#### 1 詳細リスク評価を行った物質について

次の2物質については、詳細リスク評価の結果、当該物質を製造し又は取り扱う事業場の作業工程に共通して労働者に健康障害を発生させるリスク（以下単に「リスク」という。）が高いことが認められた。さらに、当該物質を製造し又は取り扱

う作業に係る健康障害防止措置等の検討を行ったところ、作業環境測定の実施や発散抑制措置等の措置が必要とされたところである。このため、今後予定している法令改正を待たず、速やかに労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)第28条の2第1項の規定に基づき、当該物質に関し有害性等の調査を行い、その結果に基づいて労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)第576条、第577条、第593条、第594条等の規定に基づく措置を講ずることにより、リスクの低減に取り組むこと。

- ① ナフタレン
- ② リフラクトリーセラミックファイバー

## 2 初期リスク評価を行った物質について

### (1) 高いリスクが認められたため、詳細リスク評価が必要とされた物質について

次の5物質については、リスク評価の結果、一部の事業場の作業工程においてリスクが高いことが確認されたため、今後、引き続き詳細リスク評価のためのばく露実態調査を行い、その結果によりリスクの高い作業工程を明らかにするとともに、当該作業工程に係るリスク低減措置について検討することとしているが、これらの物質は、有害性の高い物質であり、かつ、事業場において高いばく露が生じる可能性があることから、今後実施する詳細リスク評価の結果を待たず、速やかに法第28条の2第1項の規定に基づき、当該物質に関し有害性等の調査を行い、その結果に基づいて安衛則第576条、第577条、第593条、第594条等の規定に基づく措置を講ずることにより、リスクの低減に取り組むこと。

- ① エチレンクロロヒドリン
- ② グルタルアルデヒド
- ③ タリウム及びその水溶性化合物
- ④ オルトフェニレンジアミン
- ⑤ クロロメタン

### (2) リスクは低いものの引き続き適切な管理を行うべき物質について

次の4物質については、初期リスク評価の結果、事業場において一般的に適切な管理がなされているためリスクは低いことが確認された。ただし、これらは有害性の高い物質であることから、第28条の2第1項の規定に基づき、当該物質に関し有害性等の調査を行い、その結果に基づいて安衛則第576条、第577条、第593条、第594条等に基づく措置を講ずるほか、事業者による自主的な管理を推進すること。

- ① メタクリロニトリル
- ② アルファアメチルスチレン
- ③ 2-エチルヘキサン酸
- ④ 弗化ナトリウム

## フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律について

(公社) 全国産業廃棄物連合会から、周知依頼がありましたのでお知らせいたします。  
別紙1、別紙2省略。なお、全文は当協会ホームページから閲覧できます。

事務連絡  
平成27年2月17日

公益社団法人 全国産業廃棄物連合会 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
産業廃棄物課

### 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」の 周知の協力について（依頼）

日頃から、廃棄物・リサイクル対策の推進について御理解・御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」の改正法である「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（略称：「フロン排出抑制法」）が平成25年6月に公布され、平成27年4月1日に施行されることとなりました。本法の改正によって、業務用エアコンディショナー等の業務用冷凍空調機器の所有者、使用者等（以下「管理者」という。）について、機器の点検等の製品管理に係る基準の遵守、フロン類の算定漏えい量の報告（一定量以上の漏えいがある場合）等の義務が新たに適用されることとなりました（なお、管理者の新たな取り組むべき措置の詳細については、別紙2をご参照下さい。）。

このため、貴連合会におかれましても、会員企業等に対して、本事務連絡及び別紙の内容について広く周知をお願いいたします。

#### <添付資料>

- ・別紙1 フロン排出抑制法の概要
- ・別紙2 管理者が取り組む措置

#### 【担当】

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
産業廃棄物課  
電話：03-3581-3351（内線6895）  
FAX：03-3593-8264  
E-mail：hairi-sanpai@env.go.jp

別紙1 「管理者（ユーザーなど）」の概要一部抜粋

## フロン排出抑制法の概要

～改正法に基づき必要な取組み～

- (1) フロン製造業者……………省略
- (2) 機器製造業者……………省略
- (3) 管理者（ユーザーなど）
- (4) 充填回収業者……………省略
- (5) 再生・破壊業者……………省略

2015年1月

環境省・経済産業省

### 1. 「管理者」の役割について

- 管理者の管理意識を高め、業務用冷凍空調機器からの使用時漏えいを防止するため、管理者の機器管理に係る「判断の基準」において、以下の事項を求めます。
- なお、HFO・CO<sub>2</sub>などの改正法で定義されたフロン類以外を冷媒として使用している機器については、本判断基準の適用対象外です。

#### 平常時の対応

- ①適切な場所への設置等
  - ・機器の損傷等を防止するため、適切な場所への設置・設置する環境の維持保全。

#### ②機器の点検

- ・全ての第一種特定製品を対象とした簡易点検の実施。
- ・一定※の第一種特定製品について、専門知識を有する者による定期点検の実施。

#### 漏えい発見時の対応

- ③漏えい防止措置、修理しないままの充填の原則禁止
  - ・冷媒漏えいが確認された場合、やむを得ない場合を除き、可能な限り速やかに漏えい箇所の特定・必要な措置の実施。

#### ④点検等の履歴の保存等

- ・適切な機器管理を行うため、機器の点検・修理、冷媒の充填・回収等の履歴を記録・保存。
- ・機器整備の際に、整備業者等の求めに応じて当該記録を開示すること。

※当該機器の圧縮機に用いられる電動機の定格出力が7.5kW以上の機器など

## 2. 適切な設置と設置する環境の維持保全

○機器の損傷等を防止するため、以下のとおり、適切な場所への設置、設置する環境の維持保全を図る必要があります。



機器に損傷をもたらす  
ような振動源が周囲に  
設置しないこと。

機器の周囲に点検・修  
理のために必要な作業  
空間を確保すること。

機器周辺の清掃を  
行うこと。

26

## 3. 「管理者」に求める点検について

平常時の対応  
漏えい発見時の対応

- 全ての管理者は、日常的な温度点検や外観検査等＜簡易点検＞を、「一定規模以上の業務用機器」については専門家による冷媒漏えい検査＜定期点検＞を行う必要があります。
- 漏えいが確認された場合は、可能な限り速やかに冷媒漏えい箇所を特定し、原則、充填回収業者に充填を依頼する前に、漏えい防止のための修理等を義務づけます。

### 管理者に求める点検(簡易点検・定期点検)の内容

	点検内容	点検頻度	点検実施者
【簡易点検】 全ての第一種特定製品 (業務用の冷凍空調機器)	・冷蔵機器及び冷凍機器の庫内温度 ・製品からの異音、製品外観(配管含む)の損傷、腐食、錆び、油にじみ並びに熱交換器の霜付き等の冷媒として充填されているフロン類の漏えいの徴候有無	・四半期に一回以上	・実施者の具体的な制限なし。
(上乗せ) 【定期点検】 うち、圧縮機に用いられる電動機の定格出力が7.5kW以上の機器	・定期的に直接法や間接法による専門的な冷媒漏えい検査を実施。	・7.5kW以上の冷凍冷蔵機器 : 1年に1回以上 ・50kW以上の空調機器 : 1年に1回以上 ・7.5～50kWの空調機器 : 3年に1回以上	・機器管理に係る資格等を保有する者(社外・社内を問わない)。

27

#### 4. 点検等の記録について

事後の対応

- 適切な機器管理を行うため、業務用冷凍空調機器の管理者は、機器の点検や修理、冷媒の充填・回収等の履歴を記録・保存する必要があります。
- 当該記録は、上記の記録事項を満たすものであれば既存様式も含め手段の様式は問わず、機器ごとに点検記録簿として作成・保存することとし、その保存方法としては、紙又は電磁的記録により、当該製品を廃棄するまで保存することとします。
- また、繰り返し充填の有無の判断等のため、設備事業者等が当該機器の点検等を行う際に、管理者は設備事業者等の求めに応じて開示する必要があります。

(一社)日本冷凍空調設備工業会連合会が定める漏えい点検記録簿

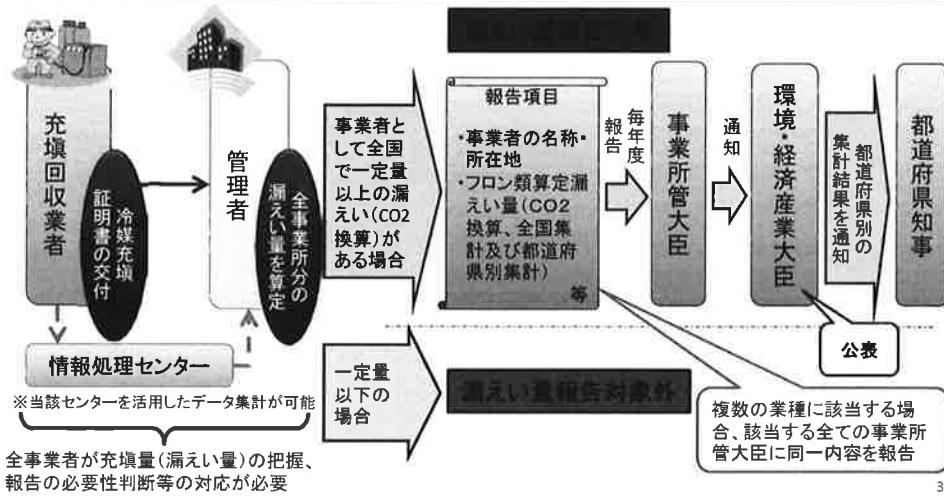
漏えい点検記録簿(総頁)														年	月	日	管理番号
機器名	機器番号	直管部品名	直管部品番	直管部品種別	直管部品現状	直管部品状況	直管部品状況										
機器名	機器番号	直管部品名	直管部品番	直管部品種別	直管部品現状	直管部品状況											
M202-M14	充填量 (kg)	回収量 (kg)	回収率 (%)	直管部品 (新規)	直管部品 (既存)												
M222-114	充填量 (kg)	回収量 (kg)	回収率 (%)	直管部品 (既存)													
M222-118	充填量 (kg)	回収量 (kg)	回収率 (%)	直管部品 (既存)													
M222-119	充填量 (kg)	回収量 (kg)	回収率 (%)	直管部品 (既存)													
M222-120	充填量 (kg)	回収量 (kg)	回収率 (%)	直管部品 (既存)													

出典:「業務用冷凍空調機器フルオロカーボン漏えい点検・修理ガイドライン」(平成22年10月、(一社)日本冷凍空調設備工業会連合会)より

31

#### 5①. 管理者による「算定漏えい量報告」

- 業務用冷凍空調機器の管理者によるフロン類の漏えい量の把握を通じた自主的な管理の適正化を促すため、一定以上の漏えいを生じさせた場合、管理する機器からのフロン類の漏えい量を国に対して報告する必要があります。
- 国に報告された情報は、整理した上で公表します。



32

## 5②. 算定漏えい量報告の対象について

- 算定漏えい量報告の対象となる事業者は、漏えいによる環境影響及び報告に係る事務負担を考慮し、使用時漏えい量の過半数を占めることとなる、年間1,000CO<sub>2</sub>-t以上の事業者を報告対象とします。
  - また、報告対象となる事業者の事業所であって、1つの事業所からの算定漏えい量が1,000 CO<sub>2</sub>-t以上の事業所についても合わせて報告する必要があります。
- (参考)地球温暖化対策の推進に関する法律(以下、温対法)に基づく温室効果ガスを相当程度排出する事業者に課せられる排出量の算定・報告において、報告対象者は我が国の排出量全体の約5割程度となっている。

報告対象となる算定漏えい量の据切り値	報告対象となることが想定される主な管理者の目安 ※代表的な事業規模から対象となりうる業種を示したものであって、所有する機器・事業規模・管理状況によっては対象となる場合もある。	想定される報告数
1,000 CO <sub>2</sub> -t /年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合スーパー等の大型小売店舗(床面積10,000m<sup>2</sup>程度の店舗)を6店舗以上有する管理者</li> <li>・食品スーパー(床面積1,500m<sup>2</sup>程度の店舗)を8店舗以上有する管理者</li> <li>・コンビニエンスストア(床面積200m<sup>2</sup>程度の店舗)を80店舗以上有する管理者</li> <li>・飲食店(床面積600m<sup>2</sup>程度)を820店舗以上有する管理者</li> <li>・商業ビル(床面積10,000m<sup>2</sup>程度のビル)を28棟以上有する管理者</li> <li>・食品加工工場(床面積300m<sup>2</sup>程度の工場)を20カ所以上有する管理者等</li> </ul>	約2,000事業者

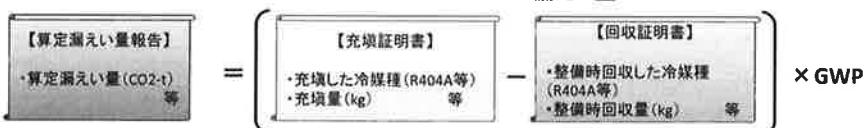
※想定される報告数は、今回の試算において国土交通省の法人建物統計等を用いて試算した結果から、統計データの制約から統計全体の母数となる建物保有法人数(約74万法人)の半数程度になっていることを踏まえて拡大したもの。

33

## 5③. 算定漏えい量の算定方法

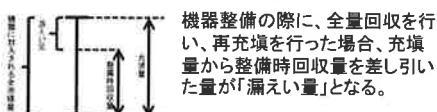
- 第一種特定製品から漏えいしたフロン類の量は直接には把握ができないことから、算定漏えい量は第一種フロン類充填回収業者が発行する充填証明書及び回収証明書から算出することになります。
- その際の具体的な算定漏えい量の算定方法は、以下のとおりです。

$$\text{算定漏えい量(CO}_2\text{-t)} = \sum (\text{充填量(kg)} - \frac{\text{整備時回収量(kg)}}{\text{漏えい量}}) \times \text{GWP}$$

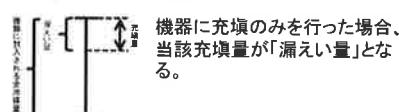


### 具体的な算定イメージ

【パターン①: 整備時に回収を行う場合】



【パターン②: 充填のみを行う場合】



冷媒番号区分ごとの充填量:改正法第37条第4項の充填証明書に記載された充填量(設置時に充填した充填量を除く)  
冷媒番号区分ごとの回収量:改正法第39条第6項の回収証明書に記載された回収量

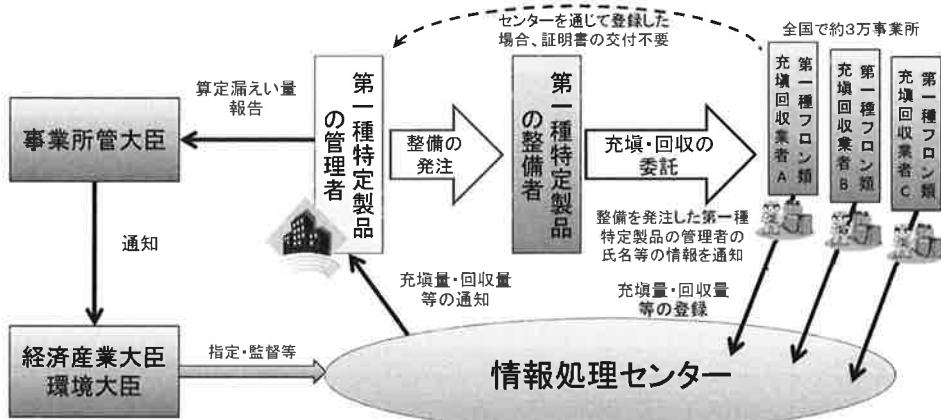
冷媒番号区分ごとのGWP:環境大臣・経産大臣・事業所管大臣が告示等で定める値(IPCC第4次報告書の値とする予定)

※算定にあたっては、管理者の全ての管理第一種特定製品について交付された充填証明書及び回収証明書の値から算出する必要がある。

34

## 5④. 情報処理センターの仕組み

- 充填回収業者による充填・回収証明書を、電子的に管理することで効率化、利便性向上等を図るため、情報処理センターを通じた登録により、各証明書の交付を不要としています。
- 情報処理センターの仕組みを利用することで、都度発行される紙による証明書の内容について、電子的に集計することが可能となり、算定漏えい量報告のための集計が容易に行えます。



35

## 【参考】「管理者」の解釈について

- 改正法において、管理者とは「フロン類使用製品の所有者その他フロン類使用製品の使用等を管理する者(法第2条第8項)」と定義しており、当該製品の所有権の有無若しくは管理権限の有無によって判断されます。
- 通常、製品の「所有者」が管理権限を有する場合が多いと考えられるが、①リース／レンタル契約の場合、②テナントの場合など、所有権と管理権限の所在が異なる場合が想定されます。この場合は、所有権の有無にかかわらず、契約においてメンテナンスや修理、廃棄等に係る責任主体をどのように定めているかにより判断することが適当です。また、管理業務を委託している場合は、当該委託行為を行うことが管理責任の行使に当たることから、管理業務の委託元である者が管理者となると判断することが適当です。
- 管理者は使用等する製品に関して判断基準に基づく点検及び算定漏えい量報告を行う義務がかかることに留意し、その管理範囲に疑義がある場合はあらかじめ当事者間で整理してください。

所有及び管理の形態(例)	「管理者」となる者
自己所有／自己管理の製品	当該製品の所有権を有する者
自己所有でない場合 (リースの／レンタル製品等)	当該製品のリース／レンタル契約において、管理責任(製品の日常的な管理、故障時の修理等)を有する者
自己所有でない場合 (ビル・建物等に設置された製品で、入居者が管理しないもの等)	当該製品を所有・管理する者 (ビル・建物等のオーナー)

36

# セーフティネット保証 5 号の指定業種について

(平成 27 年度第 1 四半期分)

(公社) 全国産業廃棄物連合会から、周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

## News Release



平成 27 年 3 月 13 日



### セーフティネット保証 5 号の指定業種を公表します

(平成 27 年度第 1 四半期分)

経済産業省は、業況の悪化している業種に属する事業を行う中小企業者を対象とするセーフティネット保証 5 号について、平成 27 年度第 1 四半期の指定業種を公表します。

平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 6 月 30 日までのセーフティネット保証 5 号(別紙 1 参照)の対象業種については、別紙の業種(別紙 2 参照)を指定することとします。

別紙 1:セーフティネット保証 5 号の概要

別紙 2:セーフティネット保証 5 号の指定業種

(平成 27 年 4 月 1 日～平成 27 年 6 月 30 日)

(本発表資料のお問い合わせ先)

中小企業庁 事業環境部 金融課長 菊川

担当者: 潤島、中

電話: 03-3501-1511(内線 5271~5275)

03-3501-2876(直通)

## セーフティネット保証5号の概要

(別紙1)

### 1. 対象者

業況の悪化している業種に属する事業を行う中小企業者であって、経営の安定に支障が生じていることについて、市区町村長の認定※を受けた中小企業者。

#### ※企業認定基準

指定業種に属する中小企業者であって、以下のいずれかの基準を満たすこと。

イ) 最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少している中小企業者。

ロ) 製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず製品等価格に転嫁できていない中小企業者。

### 2. 保証限度額、保証割合、保証料率

保証限度額：一般保証とは別枠で、無担保保証8千万円、最大で2億8千万円

保証割合：借入額の100%

保証料率：保証協会所定の料率(0.7~1.0%)

1

## セーフティネット保証5号の指定業種

(別紙2)

(中小企業信用保険法第2条第5項第5号)

指定期間：平成27年4月1日～平成27年6月30日

※1：この表に掲げる業種は、日本標準産業分類(平成25年10月改定)において分類された業種区分によるものとする。

※2：指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して認定を申請することができる期間をいう。

通番	日本標準産業分類 (平成25年10月改定) 細分類番号	指定業種名
1 245	(省略)	(省略)
246	8821	産業廃棄物収集運搬業
247	8822	産業廃棄物処分業
248	8823	特別管理産業廃棄物収集運搬業
249	8824	特別管理産業廃棄物処分業
250 254	(省略)	(省略)

## 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)について

(公社) 全国産業廃棄物連合会から、周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

平成27年1月22日

公益社団法人 全国産業廃棄物連合会 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
産業廃棄物課

### 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）について

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

今般、特定個人情報保護委員会事務局長から、別添のとおり、当省が所管する事業者団体及び関係団体等に対する「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」の周知要請がありました。

ついては、貴団体等におかれましては、特定個人情報の適正な取扱いについて、ご対応をお願いします。

また、貴団体傘下法人等に対し、ガイドラインを周知いただくようお願いいたします。

なお、当該ガイドライン等に関するご質問については、次に記載の窓口にお問い合わせください。

#### ○ガイドラインに関するご質問

特定個人情報保護委員会事務局 03-6441-3693

- ・ガイドラインの掲載先（特定個人情報保護委員会ホームページ）  
<http://www.ppc.go.jp/legal/policy/>（1月15日以降のURL）

#### ○マイナンバー（社会保障・税番号）制度に関するお問い合わせ

マイナンバーコールセンター 0570-20-0178（全国共通ナビダイヤル）

受付時間：平日 9時30分～17時30分（土日祝日・年末年始を除く）

- ・マイナンバー制度に関する情報

社会保障・税番号制度ホームページ（内閣官房ホームページ）

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

# マイナンバー制度、はじまります。



平成27年10月から、マイナンバーを一人ひとりにお届けします。

- ・マイナンバーは国民一人ひとりが持つ12桁の番号です。
- ・平成28年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続で利用が始まります。
- ・マイナンバーは生涯を通じて利用し、原則変更されませんので、大切にしてください。



マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん



行政手続が、早く、簡単かつ正確に行えるようになります。

- ・社会保険の手続や源泉徴収票などにマイナンバーを記載し、行政手続で利用することで、確認作業の無駄が削減され、また添付書類の省略による簡素化が図られます。
- ・正確な情報に基づく確認により、給付金等の不正受給を防止できるなど、公平・公正な社会を実現します。



事業者のみなさまは、行政手続などのため、従業員などのマイナンバーを取り扱います。

- ・事業者は、社会保険の手続や源泉徴収票の作成などにおいて、従業員などからマイナンバーの提出を受け、書類などに記載します。
- ・個人情報を守るため、マイナンバーは、法律で定められた範囲以外での利用が禁止されており、またその管理に当たっては、安全管理措置などが義務付けられます。
  - そのため、特定個人情報保護委員会では、法律が求める保護措置及びその解釈について、具体例を用いて分かりやすく解説したガイドラインを作成しています。
  - ※ガイドラインでは、中小規模事業者に対する特例を設けることにより、実務への影響を配慮しています。



マイナンバーに関するホームページやコールセンターがあります。

もっと詳しく知りたい方は [マイナンバー](#) で検索。 又は [0570-20-0178](tel:0570-20-0178) へお問い合わせください。  
(受付時間) 土日祝日、年末年始を除く9:30~17:30

## マイナンバーの取扱いを分かりやすく解説したガイドラインがあります。

特定個人情報…マイナンバー  
をその内容に含む個人情報



マイナンバーには、利用、提供、収集・保管の制限があります。

- ・マイナンバーの利用、提供、収集・保管は、法律に規定された社会保障、税及び災害対策に関する事務を行いう場合に限定されています。
- ・事業者は、社会保険の手続や源泉徴収票の作成などのために必要がある場合に限り、マイナンバーを扱うこととなります。
- ・マイナンバーを扱う必要がなくなった場合は、マイナンバーをできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければなりません。



マイナンバーの適切な安全管理措置に組織としての対応が必要です。

- ・事業者は、マイナンバー及び特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理のために、従業者を監督し、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。
- ・事業者は、委託先に対する法律上の監督責任があります。
- ・マイナンバーを扱う事務の委託を受けた者が再委託を行うには、委託者の許諾を得る必要があります。

ガイドラインでは、これらのマイナンバーの取扱いについて具体例を用いて解説しています。

中小規模事業者に対する特例を設けることにより、実務への影響を配慮しています。

→ ぜひ、ガイドライン（事業者編）[特定個人情報保護委員会](#) をご覧ください。

※ 特定個人情報保護委員会では、ガイドラインに関する説明会を実施しております。

ご希望は [kouhou.bangou@ppc.go.jp](mailto:kouhou.bangou@ppc.go.jp) 又は [03-6441-3685](tel:03-6441-3685) まで (受付時間) 土日祝日、年末年始を除く9:30~17:30



マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん

## 平成27年度全国安全週間の実施に伴う協力依頼について

(公社) 全国産業廃棄物連合会から、周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

厚生労働省発基安0310第1号  
平成27年3月10日

公益社団法人全国産業廃棄物連合会会長 殿

厚生労働事務次官  
(公印省略)

### 平成27年度全国安全週間の実施に伴う協力依頼について

労働災害の防止につきましては、平素から格別の御協力を賜わり深く感謝申し上げます。

厚生労働省におきましては、産業界における自主的な労働災害防止活動を推進するとともに、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図るため、毎年、全国安全週間を主唱しております。

本年も別添の「平成27年度全国安全週間実施要綱」に基づき、7月1日から7月7日までを安全週間、6月1日から6月30日までを準備期間として、

#### 「危険見つけてみんなで改善 意識高めて安全職場」

をスローガンとし、全国一齊に積極的な活動を行うこととしました。

つきましては、この週間の趣旨を御理解いただき、関係機関及び傘下の団体等に対する周知等格段の御協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

## 平成 27 年度全国安全週間実施要綱

### 1 趣 旨

全国安全週間は、昭和 3 年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で 88 回目を迎える。

この間、労働災害を防止するため、事業場では、労使が協調して、労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により、労働災害は長期的には減少しているが、平成 26 年上半期は労働災害が大幅に増加し、8 月に緊急対策を講じたものの、平成 26 年の労働災害は前年を上回る結果となった。

この増加の背景には、消費税増税前の駆け込み需要や大雪の影響のほか、産業活動が活発化する中で人手不足が顕在化し、職場に潜む危険要因を察知できるだけの経験が無い未熟練労働者が増えていることや、企業の安全管理体制のほろびが想定される。また、重篤な災害が少ない第三次産業においては、安全に対する意識が十分とは言い難い状況も考えられる。

これらの状況を踏まえ、平成 27 年度の全国安全週間のスローガンについては、安心して働くことができる職場づくりを目指すに当たり、職場をあげて危険個所を発見し、速やかに労働災害防止対策を講じることを通じて事業場の安全意識を醸成することが重要であるという観点から、以下のとおりとする。

### 危険見つけてみんなで改善 意識高めて安全職場

全国安全週間を契機として、それぞれの職場で、労働災害防止の重要性を認識し、安全活動の着実な実行を図る。

### 2 期 間

平成 27 年 7 月 1 日から 7 月 7 日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるために、平成 27 年 6 月 1 日から 6 月 30 日までを準備期間とする。

### 3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

### 4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

### 5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

### 6 実施者

各事業場

## 7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報を行う。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会等を開催する。
- (5) 安全に関する標語等の募集を行う。
- (6) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (7) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (8) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (9) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

## 8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

## 9 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。

### (1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

#### ① 共通事項

ア 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意志の統一及び安全意識の高揚

イ 安全パトロールによる職場の総点検の実施

#### ② 特別重点事項

ア 転倒災害防止対策の取組（定着）状況の確認

イ 足場等に係る改正労働安全衛生規則への対応状況の確認

#### ③ その他

ア 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等のほかホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信

イ 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ

ウ 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施

エ 「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

### (2) 繼続的に実施する事項

#### ① 共通事項

ア 安全衛生管理体制の確立と自主的な安全衛生活動の促進

##### (ア) 安全衛生管理体制の確立

a 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任

b 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化

c 年間を通じた安全衛生計画の策定及び安全衛生規程の整備

##### (イ) 職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

a 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施

b 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足

c 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実

(ウ) 自主的な安全衛生活動の促進

- a 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
- b 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化
- c リスクアセスメントの普及促進及びその結果を踏まえた機械設備の安全化、作業方法、作業環境等の改善
- d 女性労働者や高年齢労働者が活躍するための職場改善の推進

(エ) その他の取組

- a 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- b 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実

イ 業種横断的な労働災害防止対策

(ア) STOP！転倒災害プロジェクト2015

- a 4Sの徹底による安全な作業通路の確保
- b 転倒しにくい安全な歩き方、作業方法の推進
- c 作業内容に適した防滑靴等の着用の促進

(イ) 交通労働災害防止対策

- a 適正な走行計画の策定による運転者への負担の軽減
- b 交通危険マップ等による危険情報の共有
- c 点呼時の交通KY活動による安全意識の高揚

(ウ) 熱中症予防対策

- a WBT値（暑さ指数）による適正な作業環境管理、作業管理の実施
- b 計画的な暑熱への順化期間（暑熱に慣れ、その環境に適応する期間）の設定
- c 自覚症状の有無にかかわらない水分・塩分の積極的摂取
- d 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患（糖尿病等）を踏まえた健康管理

(エ) 腰痛予防対策

- a 腰部への負担の少ない作業方法の選択及び見直し、介助法の普及
- b 腰痛予防に関する労働衛生教育（介護作業等の雇入れ時教育を含む。）の実施、腰痛予防体操の励行

(オ) 酸素欠乏症等の防止対策

- a 酸素欠乏危険場所における酸素及び硫化水素濃度の作業前測定の徹底
- b 換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底

(カ) 化学物質による労働災害防止対策

- a 化学物質の譲渡提供時のラベル表示、安全データシート（SDS）の交付等による化学物質の危険性・有害性の通知の徹底及び事業者による事業場内取り扱う容器等へのラベル表示の実施
- b SDS等により把握した危険有害性情報に基づく、化学物質の危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）及びその結果に基づく措置の推進

② 業種の特性に応じた労働災害防止対策

ア 製造業における労働災害防止対策

(ア) 機械・設備等の修理、点検、トラブル処理等の非定常作業に係る安全作業マニュアルの整備

(イ) 請負企業の労働者、派遣労働者、外国人労働者等に配慮した安全衛生管理、

派遣元・派遣先における安全衛生教育の実施及び責任者間の連絡調整の徹底  
 (ウ) 未熟練労働者の経験不足を補完するため、災害事例や視聴覚教材を活用した  
 未熟練労働者に対する安全衛生教育の内容の充実・強化

#### イ 建設業における労働災害防止対策

##### (ア) 一般的な事項

- a 元方事業者による統括安全衛生管理と関係請負人に対する指導の徹底
- b 足場に係る改正労働安全衛生規則を踏まえた墜落・転落防止対策の徹底
- c クレーン、移動式クレーン、解体用機械等の車両系建設機械の検査・点検整備及び安全な作業方法の徹底
- d 事業所と現場の車両移動時の運転者の疲労軽減への配慮

##### (イ) 東日本大震災に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策

- a 幅轍工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
- b 解体用機械等の車両系建設機械との接触防止、高所からの墜落・転落災害防止対策等の徹底
- c 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
- d 職長、新規入職者等に対する安全衛生教育の確実な実施及び作業内容に応じた保護具の使用

#### エ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策の推進

- (ア) 荷役作業中の荷台等からの墜落・転落防止対策の徹底
- (イ) 荷主との合同による荷役作業現場の安全点検及び改善の実施
- (ウ) 適正な労働時間等の管理及び走行管理の実施

#### オ 第三次産業における労働災害防止対策

- (ア) 安全推進者等、事業場における安全活動の推進役の選任及び安全パトロール等の実施

#### カ 林業の労働災害防止対策

- (ア) 車両系木材伐出機械等の検査・点検整備及び安全な作業方法の徹底
- (イ) 間伐作業での安全対策の徹底
- (ウ) 安全な手順に基づく「かかり木」処理の徹底

#### キ 石油コンビナート等における爆発・火災災害防止対策

- (ア) 化学設備の定期自主検査の計画的な実施、化学設備の改造・修理等の作業の注文者による文書等の交付等、工事発注者と施工工事業者との連携等の実施
- (イ) 特に改造・修理等の非定常作業におけるリスクアセスメント等の徹底、特殊化学設備に対する過去のリスクアセスメント等の確認及び必要に応じてのリスクアセスメント等の見直し